平成２９年（フ）第１４８号
栃木県宇都宮市下栗１丁目６番地１　ピュアステージ104
破産者　角田　康二
１　決定年月日　平成29年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２０６号
栃木県小山市大字大行寺1008番地44　塚原コーポⅡ206号、前住所群馬県藤岡市中大塚222番地４　レオパレスアイリス204
破産者　川俣　理則
１　決定年月日　平成29年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第２８９号
栃木県芳賀郡芳賀町大字祖母井406番地１
破産者　小玉　嘉一
１　決定年月日　平成29年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３４２号
栃木県宇都宮市鶴田町3625番地１　テラス・アズーロ101、前住所福島県郡山市字菜根屋敷418番地の29　ワールドハイツ201号
破産者　鈴木　　慎
１　決定年月日　平成29年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１１９号
埼玉県草加市高砂２丁目３番２号　ＢＳ草加ビル３Ｆ、登記簿上の本店所在地札幌市厚別区厚別東四条１丁目１番７号
破産者　株式会社北酪乳販
１　決定年月日　平成29年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３０２号
埼玉県越谷市東大沢２丁目26番地４
破産者　株式会社丸芳建設重機
１　決定年月日　平成29年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第４１７号
埼玉県越谷市蒲生旭町１番50号フジビル２階
破産者　サンホームケイ株式会社
１　決定年月日　平成29年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第９８６号
千葉県市原市東五所23番地　県営住宅８棟102号
破産者　重富　孝子
１　決定年月日　平成29年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１６７号
山梨県中巨摩郡昭和町西条3806番地１ラフィーネ昭和町モデリア205号
破産者　株式会社伸和青果
１　決定年月日　平成29年11月10日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第５５１号
千葉県船橋市大穴北４丁目33番27号
破産者　有限会社リファイン
１　決定年月日　平成29年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第５５２号
千葉県船橋市大穴北４丁目33番27号
破産者　中島　智廣
１　決定年月日　平成29年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第９８４号
千葉県船橋市高根台５丁目１番270棟401号
破産者　駒﨑　一人
１　決定年月日　平成29年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２９年（フ）第１７０９号
横浜市中区新山下１丁目13番11号ニックハイム山下公園103号室
破産者　有限会社後藤住建
１　決定年月日　平成29年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第５４４号
広島市南区東雲１丁目18番18―302号
破産者　奥城　優也
１　決定年月日　平成29年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２１１号
愛媛県東温市南方2190番地３
破産者　株式会社日進
１　決定年月日　平成29年11月13日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所民事部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第４１６号
福岡市博多区麦野６丁目24番20―104号
破産者　椎葉　勝美
１　決定年月日　平成29年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８８９号
福岡市中央区小笹３丁目13番20―103号
破産者　榎本　浩徳
１　決定年月日　平成29年11月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第５８１号
福岡市早良区次郎丸５丁目11番53―102号、前住所福岡市西区生の松原２丁目４番16―410号
破産者　小金井洋基
１　決定年月日　平成29年11月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７５５号
福岡市中央区薬院２丁目17番30―701号
破産者　冨田恵美子
１　決定年月日　平成29年11月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第８５１号
埼玉県所沢市小手指元町１丁目16番地の19　ラフォーレＫ―１　３―４、破産手続開始決定時の住所福岡市南区的場２丁目35番９―101号
破産者　後藤　邦徳
１　決定年月日　平成29年11月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部